新加入機関紹介

小平市中央図書館

187 小平市小川町 2-1325

徳島県企画調整部文化の森建設事務局

770 徳島市万代町1-1

京都府立総合資料館

606 京都市左京区下鴨半木町1-4

秦野市史編さん室

257 秦野市上大槻190

前号で紹介した機関・住所に誤記があり ましたので、次のように訂正します。 尼崎市立地域研究史料館

660 尼崎市昭和通2-7-16

ニュースと窓

■ICA国際文書館会議 のあらまし

1988年8月にパリで開催されます。

共通論題は「新しい文書館資料―映像記録及 び機械可読記録を中心として」です。以下,会 議のあらましをお知らせします。

8月21日(日) 受付(登録)

8月22日(月) 開会式

主報告 諸原則―作成と収集

副報告 文書館資料として映像記録

文書館資料としてのラジオ及びテ

レビ収録物

文書館資料としての機械可読記録 文書館資料としてのマイクロフィ ルム 文書館資料としての聞取り記録 新しい文書館資料の既存施設での 収集あるいは専門施設の創設

8月24日(水) 第2部会

主報告 新しい文書館資料の保存

副報告 熱帯諸国における特有な問題点 開発途上国のための技術的な選択

可能手段

国際的な技術協力

アーキビストの研修

専門家スタッフの採用

8月25日(木) 第3部会

主報告 新しい文書館資料の利用

副報告 整理方法と新しい文書館資料 調査研究の費用と資金供給

> 映像記録の利用及び複製における 法的問題点

機械可読記録の利用上の法的問題点

ペーパーレス閲覧室?

8月26日金 国際文書館評議会は今 閉会式

なお、ICA総会及びICA諸団体の会議並 びに見学会の説明は省略しました。詳細につい ては事務局に問い合わせください。

(東京都公文書館 水口政次寄)

■ICA使節マイケル・ローパー氏報告書『日本 における文書館の発展のために』

この報告書は、国際文書館評議会(ICA)の国際標準化担当責任者マイケル・ローパー氏がまとめたものです。周知のようにローパー氏は昨年8月、全史料協(JSAI)のICA加盟を記念して、ICAより使節として派遣されてきました。来日したローパー氏は「第1回文書館振興国際会議」(大阪市、浦和市)で講演を行ったほか、国立公文書館をはじめ各地の施設を見学しました。この訪日視察にもとづいて昨年12月にまとめたのがこの報告書です。

報告書は全史料協にも、ICA事務局長のケスケメテ氏から次のような書簡をそえて送られてきました。

「 秋葉一男殿 パリー, 1986年12月31日 拝啓 ここに、マイケル・ローパー氏の報告 『日本における文書館の発展のために』を同 封して、お送りできることを嬉しく存じます。 ローパー氏の分析および勧告の何れも、日本 における現代的文書館政策を発展させる上で, 堅固な基盤を提供する重みを持つものと存じ ます。ICAが日本の文書館の将来にとって、 何らかの寄与をなした事を嬉しく思い,かつ ローパー氏の勧告を遂行しようと引続き行動 を起こすについて、お求めがあれば、対応す る用意があることを申し添えます。 敬具」 報告書は英文で、A4判、全20ページです。 内容は、1. 序文および勧告要旨 2. 日本の アーカイブス 3. 日本の文書館における技術 的設備 4. 日本における文書館の発展のため のプログラム 5.専門職の養成、資格と発展 の5章よりなっています。

なお、この報告書の概要については、安藤正 人「日本の史料保存利用問題に関する国際文書 館評議会の勧告について」(『歴史学研究』568号、 1987年6月)で紹介されています。また、全史料 協とICA使節受入れ実行委員会では、この報告 書を北海道大会までに翻訳し、刊行する予定で す

■「刑事確定訴訟記録法」が成立する

前号で紹介した日本弁護士連合会による裁判 記録保存法制定運動の結果として、刑事確定訴 訟記録法が5月26日に成立しました。同法案は、 「刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後 における適正な管理を図るため、その保管並び に保管期間満了後における再審の手続きのため の保存及び刑事法制定等に関する調査研究の重 要な参考資料としての保存について必要な事項 を定め、あわせてその閲覧に関する規定を整備 する等の必要がある」ということを理由に提案 されたものです。

同法は、目的、訴訟記録の保管、保存記録の 閲覧、閲覧者の義務など全10か条にわたっており、昭和63年1月1日から施行されます。

■英国記録協会1985年声明; 「英国における アーカイヴズ遺産」

英国記録協会(BRA)は、今日的なアーカイヴズの全国的配置を発展させるため、継続的かつ影響力のある献身をなしてきた。1948年にサー・ヒラリー・ジェンキンソンが地方および私有アーカイヴズにかかわる「国民的政策」として述べた事柄について、すでに1934年、協会はその長きにわたる運動を開始しており、1943年大会では、大法官アーカイヴズ委員会を確立させることとなる決議を採択していた。委員会は地方および私有アーカイヴズの地位を保護する提案を行ったが、最大の貢献は中央文書館以外にある記録の収集物を調査し、登録させたことであった。

1957年に出された声明は、「私有であることを 尊重し、かつ組織として現存しているとはいえ、 この国におけるあらゆる種類のアーカイヴズに 対する適切な全国的調整を保障する微妙な諸問 題」について述べている。とくに重要なことは、 「記録がある種の強制的命令によって、所有者 や保管者から持去られるようなことを、所有者 や保管者が抱く疑惑」を伴うことであった。

過去30年間に,英国記録協会やその他が緊急 としたいくつかの法律規定が成立した。また重 要な記録の購入や,歴史文書委員会の勧告的役 割の拡大を助けるため,政府資金による若干の 財源の確保が見られた。別の展開は,史料保存 利用施設が必要とする援助と,関心のネットワ ークを広げるために,いくつかの地域でのアー カイヴズ諮問委員会の創設であった。こうした 変化は促進されたが,なおいまだ改善される必 要が多くある。

〈アーカイヴズ政策の原則〉

国民的アーカイヴズ政策を発展させるために, 英国記録協会はいくつかの基本原則を明らかに していきたい。それらはつぎの通りである。

- 1. 歴史的関心の的となる記録は、国民的関心事として、この国に残され保存されるべきである。
- 2.全てのそうした記録の安全な保管と物理的 保存のために、適切な備えがなされるべきで ある。
- 3. 記録は,長期間の公開禁止が必要であるような特別の場合を除き,研究に供されるべきであり,また適切な検索手段が作成されるべきである。

(〈アーカイヴズに対する地方的支援〉、〈民間アーカイヴズ〉、〈記録保存利用施設〉の3項目は省略。)

〈広報活動〉

アーカイヴズの抱える現代的諸問題の多くは、 アーカイヴズが国民的遺産であり、そして未来 の国民のための重要な保存物であるという、貢献についての公共的意識を増加させることで、 大幅に減らすことができる。英国記録協会は、 アーカイヴズに対する公共性発揮政策が、つぎ の諸目標を抱くであろう。

- 1. 史料保存利用施設について,一般的に公共 的であることと,そして為している事柄とに ついて,報知すること。
- 2. 史料保存利用施設の、また専門アーキヴィストの提供するサーヴィスについて、記録の作成にかかわる人々、および現存史料群の所有者ないし保管者に報知すること。
- 3. 歴史文書委員会,英国記録協会,その他の アーカイヴズ専門団体によって提供されるサ ーヴィスについて,記録の所有者および利用 者に報知すること。
- 4. アーキヴィストがどういう原則と制約のもとで仕事をし、アーカイヴズの擁護をしているかについて、教員や家系研究者といった人人に学んで貰い、そうした利用者に記録世界にいっそう密接した関係に入って貰うこと。

(中略)

〈結 び〉

1987. 9

アーカイヴズのための現存の全国的条例を強化し、かつ遂行するためには、行動が必要である。国民的アーカイヴズ遺産を保全するための法律制度の基盤となる原則の宣言は必要であるが、法律だけでは不充分である。法律が効果的となり得るような世論の流れを創りだすことが

必須である。芸術作品や考古学発掘品はすでに 巧みに世論を盛りあげて、その圧力から恩恵を 受けている。英国のアーカイヴズの遺産には、 まさに偉大なものとしての価値と必要性がある ことを、示さねばならない。

〔安澤秀一氏の訳文〈1985・12〉による〕

■中国文書館協会紹介

中国文書館協会(THE CHINESE ARCH-IVES SOCIETY)は中国アーキヴィストの学問的団体である。協会の目的は文書館分野における学問的研究と向上活動を遂行し、文書館学と文書館の根拠を促進させるために、中国のアーキヴィストを組織することにある。それ故社会主義的近代化の構築に大きな貢献となるものである。協会の主要な機能は、つぎの通りである。

- ※会員の学問的水準を高めるために学問的交流を広げ、文書館理論と技法に関する様々な学問的研究活動を組織すること。
- ※論文その他の学問的研究資料を集め、協会 誌を編集し、刊行すること。
- ※人々の間に文書館知識を広めること。
- ※国の内外において、文書館研究の業績を紹 介すること。
- ※文書館計画の構築について建設的役割を果 すこと。
- ※会員の正当な権利について、合理的提案を 提起し、擁護するよう、会員を啓蒙するこ と。
- ※文書館に関する国際的学問交流を実行し, 外国アーキヴィストとの友好関係を促進し 発展させること。

中国文書館協会第1回全国大会,および第1回シンポジュウムは,1981年11月23日,同時に開催された。正式に中国文書館協会の発足が宣言された。「中国文書館学会規約」と「中国文書館協会向う3年間における学問的活動の主要課題」が、大会で採択され、最初の理事会が同じく選出された。学会の第2回全国大会と第2回文書館シンポジュウムは1984年12月4日,南

京で開催された。

「文書館協会規約」は改正された。第2回理 事会は改選され、また「1985-1988年中国文書 館協会の学問的活動の主要課題」も大会で改正 された。

理事会名誉議長にZen SAN氏・Yu GUA-NGYUAN氏が指名され、部門別に専門家と学者が顧問に指名された。理事会の現議長はPei TONG氏、副議長はWang MINGZHE氏、Li-u ZHENJIE氏、Wu BAOKANG氏、Te MUE氏、Han YUHU氏である。大会が開催されていない時の仕事を遂行する常任理事会は18人で構成されている。

中国文書館協会は中華人民共和国国家文書館局の監督の下にある。

会員には2種類ある。機関会員と個人会員である。現在,機関会員33,個人会員2,200人以上である。機関会員には,省,地方自治体,都市の文書館協会,および航空機産業,宇宙産業,機械産業,金属産業,兵器産業のような専門文書館協会を含んでいる。個人会員の資格は,5年以上文書館業務に従事している者,講師,副研究員,技師,アーキヴィスト,ないし上記と同資格と認定された者である。省,および専門文書館協会はそれぞれに規約,理事会,会員を有している。概して云えば,教員補,技師補,アーキヴィスト補である人は,これら協会会員として11,000人以上がいる。

中国文書館協会には11の特別委員会がある。 文書館委員会;記録管理・文書館学委員会;史 料編纂委員会;文書館管理委員会;自動化技術 委員会;複写複製委員会;保存科学委員会;科 学技術記録委員会;文書館学教育委員会;外国 文書館委員会;文書館基礎理論・歴史委員会で ある。加うるに,文書館・学問研究共同委員会 がある。それは上記の諸委員会の活動を結び付け,また学問活動を総合的に組織化するためで ある。協会の日常的運営は、協会管理部、部門 連絡部と編集部で行われる。

協会の結成以後、全国文書館シンポジュウムが2回開催され、文書館学および計画の展望にかかわる320の論文が提出された。シンポジュウムの性格は多面的であった。加えてセミナーが特別なテーマで行われた。たとえば「郡文書館の機能について」、「科学技術記録の管理について」、「文書館での公開について」、「記録ファ

イルと文書群形成について」といったものである。340以上の論題がセミナーで取り上げられた。

協会機関誌『文書館情報』は隔月に国の内外で発行されている。協会はまたつぎのような刊行物を出している。『第1回全国文書館 シンポジュウム論文選』、『第2回全国文書館 シンポジュウム論文選』、『郡文書館セミナー論文選』、『文書館の公開および記録のファイリングに関するセミナー論文選』である。また『第9回国際文書館会議報告集』、『諸外国における文書館法および規則集』が中国訳に翻訳され出版された。

中国文書館協会住所 21 FENGSHEN HUTONG BEIJING, the PEOPLE'S REPU-BLIC of CHINA

〔安澤秀一氏訳。資料提供;中国国家檔案局 李向罡女子〈1987・8・12〉〕

■編集後記■

岩上顧問より原稿を寄せていただきました。 公文書館法についてのホットな動向にも触れて いただいております。同法の今後の動向は予断 をゆるしませんが、北海道大会までには結論が 出て、会場で報告されることでしょう。

本号は2つの柱を中心にまとめてみました。「史料保存機関の現状と課題」では、都道府県レベルと市町村レベルの2人の方から問題を提示していただきました。いずれも、実務体験を基礎にした論稿です。この問題は、今後も引きつづき実務的にも、理論的にも検討を重ねていかねばならない問題だと思います。

「北海道大会にむけて」では、大会で報告される3人の方々に報告要旨を寄せていただきました。これをもとに、清涼な札幌で、熱い論議

が交わされることを期待します。大会前に報告 内容を承知しておきたい,という会員の要望に そった企画です。今後もこのような企画を続け ていきたい,と思っております。

本号より年2回,年間36頁だてで刊号することになりました。14号は来年3月末の刊行予定です。これも,できるだけホットな情報を知りたい,という会員の声にこたえたものです。

会員の皆様も、論稿や提言、あるいはニュース、 その他ご意見をお寄せ下さい。できるだけ誌面 に反映させていきたいと考えています。

本誌は今号で13号となり、2まわり目の初号に あたります。会員の方々の批判と提言を受けて、 より充実した誌面にしていきたいと思っており ます。

全国歷史資料保存利用機関連絡協議会 会報 第13号 1987 (昭和62)年9月15日発行

全史料協事務局 埼玉県立文書館 〒336 浦和市高砂4-3-18 (電話 0488-65-0112) 会報編集 茨城県立歴史館 〒310 水戸市緑町2-1-15 (電話 0292-25-4425)